

令和2年5月1日

亀岡市議会議長 齊藤 一義 様

発議者 西口 純生
木曾 利廣
三上 泉
藤本 弘
小松 康之

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会
会議規則第14条の規定により提出します。

議第 1 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年亀岡市条例
第 2 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年亀岡市条例
第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 6 月に支給する期末手当の特例）

- 1 令和 2 年 6 月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当については、第 5 条の規定により算定した額に 1 0 分の 2 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。